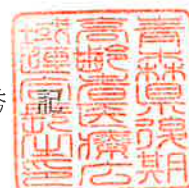


青森県後期高齢者医療広域連合告示第5号

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例（令和5年青森県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第17条の規定により、令和6年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年6月19日

青森県後期高齢者医療広域連合長 西 秀



1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況

イ 書面による開示請求の件数及び開示決定等の状況

実施機関	件数	開示決定等の状況（件）					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
広域連合長	2	2	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
計	2	2	0	0	0	0	0

ロ 口頭による開示請求の件数及び開示決定等の状況

口頭による開示請求なし。

(2) 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況

訂正請求なし。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況

利用停止請求なし。

(4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況

何れの不作為についても審査請求なし。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

苦情の申出なし。